

社会福祉施設利用者の 自立生活の成立要件

——主体論の視点から——

藤 原 慶 二

キーワード：社会福祉施設，主体論，岡村重夫，自立生活，
他者の視点

はじめに

第一章 社会福祉施設利用者の現状

第一節 社会福祉施設生活

第二節 地域自立生活との相違

第二章 社会福祉における主体論

第一節 原点としての岡村重夫の主体論

第二節 社会福祉施設利用者のニーズと主体性

第三章 社会福祉施設利用者の主体性と自立生活

おわりに

はじめに

社会福祉全般を通しての主体論は岡村重夫が提唱したものを核として今日に至るまで議論がなされてきた。それでは、その中でも日本の社会福祉サービスの中心的役割を担っている社会福祉施設ではどのように主体論が捉えられ、実践に結びついているのだろうか。

社会福祉基礎構造改革の時期を一つの転機として、社会福祉施設の利用者の捉え方が転換期を迎えた。それは一般的な表現として使用される「措置から契約へ」に代表されるように、社会福祉サービスを利用する人の位置づけが「利用者（消費者）」へと変化したのである。それまでは、「入所者」と呼ばれ、社会福祉サービスを利用するのではなく、措置権者による一方的な決定でその内容が決められていた。社会福祉サービスを利用する「人」ではなく、「モノ」に近い考え方であった。結果として、職員の都合に合わせたサービスの提供が恒常化していたのである。それが高齢者では2000年4月以降の介護保険法、障害者では2003年4月以降の支援費支給制度（現「障害者自立支援法」）を機に大きく転換した。

これらの流れの中において「地域社会」や「自立」といった言葉がキーワードになって出てきている。これは社会福祉施設においても同様であり、結論を先取りするならば、社会福祉施設利用者が「地域社会」と関係をもち、「自立」した生活を送ることが求められているのである。

本論文では、以上のような議論を主体論の視点から考察していく。まず第1に、現状では社会福祉施設利用者は自立していないと言わざるをえないということを示し、その原因を地域自立生活との対比によって明らかにし、社会福祉施設利用者の主体的ニーズに対応可能となれば自立可能であることを導出する。次に第2に、社会福祉論における主体論の展開過程を総括し、主体的ニーズへの十分な対応には複数の他者の存在が必要であるとする到達点を示す。そして第3に、社会福祉施設利用者の自立生活の実現に必要なシステムに向けた主体と他者の関連図を提示する。

なお、本論文における社会福祉施設利用者は主に入所型社会福祉施設を利用する者を指す。

第一章　社会福祉施設利用者の現状

第一節　社会福祉施設生活

社会福祉施設の利用者の生活がどのようなものなのか、その現状について考察しよう。

現在、社会福祉施設は通所型・入所型を合わせて74種類ある。これらの社会福祉施設は社会福祉法第2条に規定されており、さらに「第一種社会福祉事業」と「第二種社会福祉事業」に分けられている。本論文が対象としている入所型社会福祉施設の多くは第一種社会福祉事業となる。これはいわゆる入所型と呼ばれている24時間・365日体制で支援が行われているものに焦点をあてるものである。在宅支援を中心に行っている施設（例えば、デイサービスセンター・ホームヘルプサービス事業所など）では、利用者の生活の拠点は自宅となる。一方、入所型の社会福祉施設では生活の拠点は施設となり、このことは日常的に集団生活を強いられるということとなる。

すなわち、利用者はそれまでの生活リズムを崩してまでも社会福祉施設の生活に合わせなければいけないのが現状なのである。このことについて、すべてを利用者個人の生活リズムに合わせることは困難かもしれないが、ある程度の自己選択・自己決定が保障されても良いのではないかと考えられる。もちろん社会福祉施設での生活すべてが強制的なスケジュールによって動いているわけではない。しかし、多くの社会福祉施設は一定の生活リズムが存在している。食事に関しては時間になると利用者が食堂に集まり、一斉に食事介助を行っていることが多い。また、入浴についても決められた曜日・時間で支援が行われている。これは社会福祉施設が最低限の集団生活を強いられる場であり、利用者にとって24時間・365日の安心・安全な生活が保障されている一方、様々な場面において自己選択・自己決定が難しい状況であることを示している。制限された中での自己選択・自己決定にはなるが、利用者の意向を尊重するために、それぞれの社会福祉施設独自でレクリエーション

ンやクラブ活動などを取り入れていることもある。

それでも、このような状況下において利用者は社会福祉施設で生活をしていることは紛れもない事実である。一方、社会福祉施設を職場として仕事をしている職員も存在している。このように社会福祉施設はその立場の違いによって「生活の場」と「仕事の場」という2つの側面を持ち合わせているのである。ともあれ、利用者は自宅で生活をしていたように自分のペースでの生活が送れるわけではない。もちろん、生活の自由に制限を受けながらも安心・安全な日常を送ることが重要なのも事実である。そのような状況においてではあるが、利用者の社会福祉施設での生活を尊重することこそ最重要課題としなければならないだろう。

第二節 地域自立生活との相違

地域社会での自立生活は上述の社会福祉施設での生活と比べると柔軟な対応が必要となってくる。加えて、現在の日本では24時間・365日の援助者を必要とするのではなく、ある一定の生活能力（＝ADL（日常生活動作））¹⁾が必要となる。

そのような地域自立生活については自立思想の視点から要点をまとめる。地域自立生活は自宅で生活をすることが基本となる。自立思想は、谷口（2005：74）により米国型自立思想と欧州型自立思想に大別することができると言われている。その違いには2点あり、1つ目は自立の対象者、2つ目は社会福祉施設の位置づけである。米国型自立思想において社会福祉施設は否定的に捉えられ、生活の拠点は自宅となる。一方、欧州型自立思想では社会福祉施設も生活の拠点となり得るとされているのである。この違いは自立の対象者にあり、米国型自立思想では身体障がい者、欧州型自立思想では知的障がい者が主となっている。そして、今日では欧州型自立思想の傾向が強

1) 「ADL」は「Ability Daily Life」の略で日本では「日常生活動作」と訳されている。

まっているとされている。日本では、社会福祉の対象者の中心となっているのは高齢者（特に認知症高齢者）となっていることを踏まえると、欧州型自立思想を基本とすべきである。

自立思想の構成要素となる「自立（自律）」について谷口（2005：79-86）は、①身辺自立、②精神的自立、③経済的自立、④住環境自立、⑤社会的自立の5類型を挙げている。また、谷口（2005：86）は自立（自律）の全体像を考えるには、個々の分野が重なり合う部分を理解しておかなければならぬと指摘している。

これらの自立（自律）が社会福祉施設という空間でどのようにして捉えられているのか、また5つの構成要素が現状の制度・施策あるいはサービスの何に当てはまるのかについて簡潔にまとめるところとなる。

- ①身体的自立…社会福祉施設内で提供される介護や介助による自立てで、介護保険法や障害者自立支援法により法的に規定がされている
- ②精神的自立…社会福祉施設の利用者がそこで生活に対する満足度に当たるものだが、測定する尺度や方法が存在しているわけでもなく、法的に規定されているものでもない
- ③経済的自立…高齢者であれば基礎年金や厚生年金、障害者であれば障害者年金のことで、国民皆年金体制により社会保障が安定して供給されている場合に実現する
- ④住環境自立…社会福祉施設が提供している居住空間のことで、各施設により定められている最低基準がある
- ⑤社会的自立…社会福祉施設内において個々の利用者が有している役割のことだが、サービスや法的に規定されているものではない

以上の内、「①身体的自立」、「③経済的自立」、「④環境的自立」の3点については現行の制度・施策あるいはサービスで説明することが可能であり、

かつ現状として最低限の機能が保障されているといえる。

しかしながら、上述の通り、「②精神的自立」や「⑤社会的自立」については十分な制度・施策あるいはサービスがあるとは言い難い状況である²⁾。しかし、社会的自立について社会福祉施設内において利用者が何らかの役割を持つことで精神的自立も同時に満たすことができると予測される。この精神的自立と社会的自立に関して社会福祉施設でも成立することが可能になれば、社会福祉施設利用者の自立が実現可能なものとなる。

それでは、この「精神的自立」の「精神的」をどのように捉えるのかについて、一層の検討を進めていく。

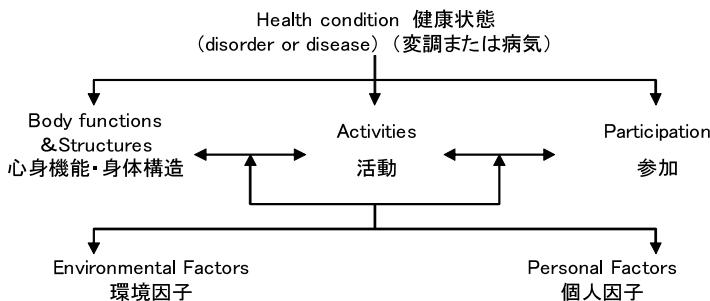
一つは「人権や権利」といった視点から考えることができる。それは、憲法第25条（国民の生存権）にも記されている「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（下線部筆者）」ように、身体的にだけでなく精神的にも生存し生活することを国が保障している。精神的に生存し生活をするということについては明確な基準を数値化することが困難である。しかし、一つの基準としてはその人が有する主張や権利が保障されることではないかと考えられる。

これらの自立の構成要素のバランスが整うのに必要なものの一つが環境因子である。これは ICF³⁾の概念（図1）を見てもわかる。谷口（2005：54）は、これについて生活機能と障害は、健康状態と背景因子（すなわち環境因子と個人因子）との間の相互作用ないしは複雑な関係とみなされているとしている。

以上のことから明らかになったように、地域社会であっても、社会福祉施

-
- 2) 障害者自立支援法の中には就労支援が盛り込まれているので「社会的自立」や「精神的自立」が法的規定として位置づけられている。しかし、その現状は厳しいものとなっている。
 - 3) 谷口明広（2005：53）では、ICF（国際生活機能分類）は“International Classification of Functioning, Disability and Health”の略で、2001年5月に開催されたWHO総会において、新しい「国際障害分類」として正式に採択されたものとしている。

図1 ICFの概念図



出典：障害者福祉研究会（2002：17）より筆者作成

設であっても自立生活を送るためにはノーマライゼーションの原理に基づいた環境づくりが必須となる。そして、個人を取り巻く環境が整うことで5つの自立（自律）の構成要素が成立するのである。

それでは、社会福祉施設において利用者の自立生活を可能にするためには、どのような条件が必要であろうか。次章では、利用者の自立生活の成立を、利用者の主体性が確立することと把握する観点から展開してきた主体論の流れを整理し、自立生活の成立要件を明らかにするための理論的基礎づけを行うこととする。

第二章 社会福祉における主体論

第一節 原点としての岡村重夫の主体論

社会福祉分野において「主体」論を述べる上で、岡村重夫が「社会福祉原論」で確立したものと避けて通ることはできない。これは、それまでの社会福祉サービス利用者に対する価値観を180度転換させる内容のものであった。

事実、今もなお多くの研究者が岡村理論として「主体」論の研究を進めているのである。それでは、この岡村重夫が唱えた「主体」論とは一体どういうものなのかな。ここでは、社会福祉施設利用者と限定せず、社会福祉全般に

おける「主体」について岡村重夫が唱えた「主体」論について述べる。

岡村（1983：99）の言う「主体」は「多数の社会関係を統合し、矛盾のないものとしながら、社会制度の中から自分に都合のよいものを選択したり、時にはこれを変革するように働きかけて、社会人としての役割を実行する。そしてそのことによって、自分の生活を維持してゆく責任主体としての存在意義を示す」としている。

一般的に岡村理論として定着している「主体」論は図2で示される。

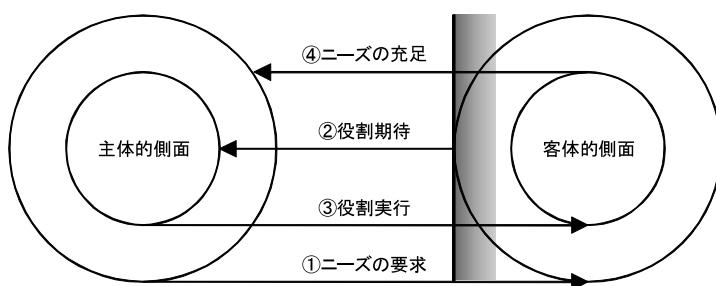
主体的側面である「個人」から客体的側面である「社会制度」に対して、ニーズを充足させるための要求をし、それに対して役割を与えられ、それを実行することでニーズを充足するための制度利用が可能となる。下記に現行の法律に基づく一連の流れを具体的にいくつか示すと以下のものが挙げられる。

例1) 生活保護：①申請、②・③資力調査の実施、④保護の可否の決定

例2) 介護保険：①サービス利用の申請、②・③要介護認定、④サービスの決定

例3) 障害者自立支援法：①サービス利用の申請、②・③障害者程度区分

図2 岡村理論



出典：岡村重夫（1968：127）より筆者作成

の認定、④サービスの決定

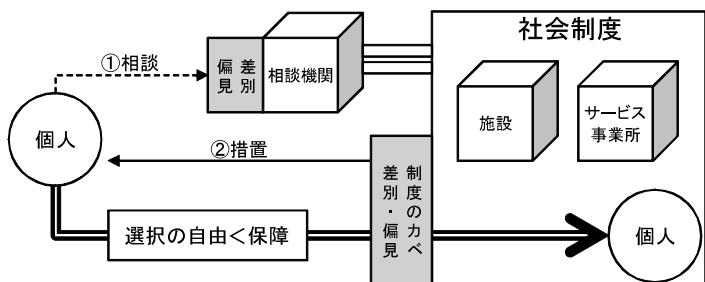
一見すると、主体のニーズは十分に認識されているように思われるかもしれない。しかし、申請をした後、サービスが利用できるか否かを決定するのではなく、社会制度の側となっている。さらに、生活保護法では「申請保護の原則」が謳われているにも関わらず、その申請は制度を認知していることが前提となっている。つまり、制度を認知していない人に対しては何もすることがないものである。さらに、社会制度に対してニーズの要求をすることにおいても、自らの意思表示が困難な場合は同様のことがいえるのである。

そこで重要なのがアドボカシーである。日本では一般的に「権利擁護」とされているが、秋山（2001：109）は「アドボカシーは社会福祉両者の「生活と権利」を擁護するために行う弁護に関する専門的実践であって、単に「権利」のためだけの擁護、つまり「権利擁護」だけではない」としている。社会福祉が対象とする何らかの生活問題を抱える人の権利だけを保障するものではなく、その人の生活までも視野に含めなければいけないのである。日本の現状としては「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業」が法律上に位置づけられているが、その利用率は高いとは言い難いものとなっている。

しかし、先にも言った通り、岡村の言う主体論はそれまでの措置時代では思いもつかない考え方であり、社会福祉サービスに対するイメージを180度転換させる内容であった。措置時代では図3のように社会福祉サービスを受けるためにはいくつもの障害が存在していた。図3は図2を基に措置時代における処遇を受けるまでの流れを現したものである。ここで注目すべきは、高齢者（特に認知症高齢者）や障がい者⁴⁾に対する「差別・偏見」である。

4) 障害者には「障害者」や「障がい者」、「障碍者」などといったいくつかの表記があるが、本論文では障害は決して「害」ではないという視点から「障がい者」とする。なお、法律上の文言としては「障害者」と表記している。

図3 措置時代における処遇を受けるまでの流れ



筆者作成

これは「社会福祉サービスが国の恩恵によるもの」から特別な存在として国が保護していると認識され、それが措置時代から続く特有のイメージであり、今もなお根深く残っている。

以上の論点は、岡村重夫の「主体」論においては、社会制度との関係の中でも示されているのは確かである。しかし、この「主体」に関する認識は、右田紀久恵によって一層明確にされることになった。右田（1973：6）によると主体は3つの認識の集合によって成立するとされている。それは「生活主体認識⁵⁾」「権利主体認識⁶⁾」「生存主体認識⁷⁾」である。岡村の言う、ニーズの要求に始まる主体的側面と客体的側面の相互関係は、右田の権利主体認

-
- 5) 右田（2005：189）によれば「生活主体認識」は、援助を必要とする人びとが社会関係をもつ生活主体であるということの承認である。個人のもつ社会的関係に着目した社会福祉理論は、岡村理論として周知のものであるが、生活主体認識はこれを原点に据えるものである。
 - 6) 右田（2005：186）によれば「権利主体認識」は、“安易な権利主義”ではなく、権利義務が表裏一体となった権利の実質化であり、社会福祉実践を支える認識論である。
 - 7) 右田（2005：189-190）によれば「生存主体認識」は、現代における疎外を自動的進行過程として容認するのではなく、個人、家族、住民のそれぞれを、阻害に抗しつつ主体的にその本来的な生活を営むことのできる主体として認識することである。この認識は人間を問い、生活の意味を問うことであり、現状を超えての改革につながる根源的なものといえる。

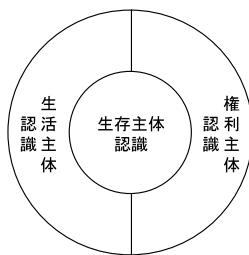
識によるアプローチにおいて一層明確に把握されたのである。なぜ権利を主張するのかというと、「生存主体認識」が意味するところであり、それは今までいう「エンパワメント」や「ストレングス」に当たる。つまり、自分自身の生活をより良いものにするために権利を主張し、社会との関係を築いていくということである。これらを持ち合せているものが「主体」であり、それをサポートしていくこともまた社会福祉専門職の役割となる。

さらに、中村（2006：9）は岡村重夫の主体論に対して「当事者の視点から、決して対象化し得ない人間1人ひとりのかけがえのなさ、主体性を概念化しようとしている。しかしながら、Heideggerの哲学がそうであるように、そこにはこの私とは異なる他者の視点が欠如している」と指摘している。つまり、「人」を「主体」として認識するためには「他者」の存在が必要となる。その「他者」は複数存在し、それにより主体が様々な角度から認識されることとなる。そして、社会福祉専門職（施設職員を含む）や他の第三者の地域住民やボランティアなどは、他者としての重要な役割を持っているのである。

第二節 社会福祉施設利用者のニーズと主体性

前節で述べた右田の3つの主体認識を図式化すると図4のようになると考

図4 右田紀久恵の3つの主体認識



えられる。この3つの主体認識は主体の構成要件であり、その中心には「生存主体認識」があり、それを囲むように「権利主体認識」と「生活主体認識」がある。つまり、人が自分自身の生活を向上させたいという思いを持っていることが核となり、それを実現するために権利を主張し、生活を送るということである。

社会福祉施設には、第一章第一節でも述べたように日常的に存在するものとして「生活をしている利用者」と「仕事をしている職員」の二者がある。このことを考えると、右田のいう3つの主体認識がもつ構成要素は、いずれの立場においても同じことが当てはまる。

しかし、注意しなければいけないことは社会福祉施設における生活の主体は利用者にあるということである。つまり、社会福祉施設利用者の主体を重視することが職員には求められるのである。主体を重視するということは社会福祉施設利用者のあらゆるニーズに対応することであり、そのためにはニーズ把握が必要不可欠となる。これらのことに対して主となって取り組むのが社会福祉施設を仕事の場とし、専門的知識・技術を有している「職員」である。

それでは職員がこれらのことに対して日々の業務の中で実践できていれば、おそらく本論文が取り上げていることについては無意味なものとなる。しかし、社会福祉施設利用者の自立を考えると現状の体制や方法では難しいものであり、結果として社会福祉施設を批判的に捉え、「施設解体」や「地域移行」などの議論が行われている。

このような現状において社会福祉施設利用者のニーズと主体性を尊重していくために必要となるのが、他者（第三者）の視点である。他者の視点とは職員や地域住民である。とくに他者としての地域住民の視点は、社会福祉施設利用者の主体成立の要件として欠かすことのできないものとなる。この他者の視点は、社会福祉施設利用者のニーズ把握における新たな視点に加え、職員の日々の業務に対する監視の役割も含まれるのである。現状として社会

福祉施設内に日常的に存在する利用者と職員の二者間では、ニーズ把握において職員の操作が行われていても知ることはできない。しかし、そこに時間や回数に制限はあるものの、複数の他者の視点が入ることにより、職員の操作が極めて困難なものとなってくるのである。

こうして、社会福祉施設利用者の自立を考える上で重要な3つの視点が導出される。

まず1点目が「利用者」の視点である。これは、自立の主体は「利用者」であり、障がいの有無に関わらず、人は自分自身の生活を常に向上させたいという思いをもっている。それがニーズとなり、人が有する権利の上で主張することができるるのである。

次に2点目は他者としての「職員」の視点である。これは社会福祉施設に日常的に存在する二者の内の一つであることから、利用者に対して主となって関わることが求められる。そこには、介護や介助といった身体的なものに止まらず、利用者の精神的・心理的なニーズの充足が必要となる。

最後に3点目は他者としての「地域住民」の視点である。これは上記でも述べているように2つの役割（「利用者に対する新たな視点」と「職員の監視」）を担っている。ただし、ここでは地域住民として一つの表現としているが、その中にはボランティアや家族、職員以外の専門職集団（オンブズマンや第三者評価など）が含まれる。

そして今後、社会福祉施設利用者の主体において重要なのが3点目の視点であるが、それを含めて、これらの複数の視点が社会福祉施設内に存在することで社会福祉施設利用者の自立が実現可能となると思われる。

第三章 社会福祉施設利用者の主体性と自立生活

社会福祉施設においてサービスを受けることは、世間一般に存在しているサービス業と変わらない位置づけとなったと言われている。しかし、社会福祉サービス利用者は消費者であるとされながらも、現実は利用者の自己選択・

自己決定に基づく生活とは言い難いものとなっているのも事実である。特に社会福祉施設においては、利用者の24時間・365日の安全を保障するため、「大きなリスクを避けるためには、小さなリスクを犯すことも必要」であると考えられ、結果としてこれがリスクマネジメントの一つの方法となっている。

また、措置時代からのサービス提供者側の「お世話をあげている」、利用者側の「お世話をもらっている」という感覚は、社会福祉施設という閉鎖的な空間においては変わることが難しかった。施設内には利用者と職員は日常的にいるが、その他の人（家族やボランティアなど）は限られた時間だけ存在している特殊な環境となっている。つまり、利用者を主体として認識するのは職員が主となる。これは施設の閉鎖性という特徴もさることながら、利用者と職員以外の第三者の視点が欠けやすいことを表している。施設という空間に利用者と職員の二者が主として存在している限り、そこで利用者を主体として捉えるには職員の専門性の向上が必要となる。ここでいう専門性の上で焦点となる「専門性」とは、「ケアの技術」ではなく「価値・倫理」を指すこととなる。この結果、利用者を主体として認識することが専門性により担保され、それを中立公正な立場で判断するものとして第三者の視点が入ることで利用者の自立は実現可能となる。

このような状況下において、社会福祉施設利用者が自立した生活者となり得るためには、「生活者」の定義を見直す必要がてくる。この「生活者」を「単に社会福祉施設でサービス（ケア）を受けながら生活をしている」と捉えると、生活者として成立するかもしれない。しかし、これには岡村のいう「ニーズの要求」が存在しない。ケアマネジャー（介護支援専門員）によるケアプランの作成からケアの提供まで一連の流れの中で社会福祉施設利用者の意見が求められる必要がある。しかし、現実はいかにして利用者の現状を維持するのかに焦点が当てられてしまっている。

社会福祉施設の利用対象者には知的障害（児）者や認知症高齢者など多岐

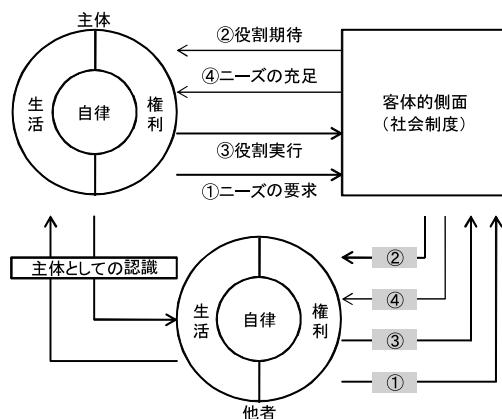
にわたる。つまり、自分の権利の主張が困難な人や、その方法を知らない人がいるということである。

「主体」は岡村重夫のいう客体的側面（社会制度）との関係の中で常にニーズの要求（権利の主張）を行い自己選択・自己決定の下、日常生活を送ることが望ましい。しかし、それらのニーズを認識するのは他者であり、この存在なしに「主体」は成立しないのである。つまり、社会福祉施設においてこの他者となり得るのは施設職員であり、他の利用者である。そして、それらの人間関係があるからこそ施設利用者一人ひとりが「主体」として認識されるのである。

これらのことについて岡村理論を基にして図式化したものが図5である。

当然ながら社会福祉施設利用者が「主体」である。岡村のいう主体は客体的側面（社会制度）との関係で成立するとされている。しかし、それは主体が権利を有しているからであり、自分自身の生活の質を良くするという思いから積極的に制度に働きかけていくことが可能となる。一方、権利主張が困

図5 主体の成立図



難な人もいる。そのような人たちに対しては、専門知識や技術を持った施設職員が権利擁護の役割を担うことで可能となる。このことは施設職員という他者が利用者を主体として認識するからこそ成立するのである。しかし、ここで注意しなければいけないことは主体を認識する他者の存在の数である。社会福祉施設のように施設職員と利用者が主で存在している場合は、主体の認識に偏りが現われる可能性がある。これを予防するには、他者は複数存在することが重要である。社会福祉施設においても施設職員と利用者に加え、家族や地域住民、ボランティア、職員以外の専門職集団などが他者として存在することが主体の認識の偏りを防ぐのである。

これまでのことから、現実として社会福祉施設利用者の「主体」というのは、「施設で生活をしている人」ではなく、「地域社会で生活をしながら施設を利用している人」として複数の他者が認識することが必要となるのである。これは社会福祉施設利用者が「主体」として、かつ「生活者」として認識されることとなる。社会福祉施設では施設職員と利用者という限られた人間関係が主となりがちだが、複数の他者としての地域住民やボランティア、家族などがはいることで、社会福祉施設利用者が地域社会の一員として認識される第一歩へつながるのである。これに加えて、施設職員が専門知識・技術を用いることで社会福祉施設利用者の生活が主体的側面からも充実するのである。

つまり、社会福祉施設利用者の主体性の確立、自立生活の成立とは、複数の他者による認識と、その一つである施設職員の専門知識・技術を活用することで成立していくのである。

おわりに

本論文において社会福祉施設利用者の自立生活の成立要件について主体論の視点から考察を加えてきた。ここで明らかになったことは以下のことである。

社会福祉施設が大規模なものになると利用者・職員合わせて数百名の組織となる。この組織に属する人を大きく分けると「サービスを受ける側（利用者）」と「サービスを提供する側（職員）」の2者となる。

加えて、利用者と職員は対等平等な関係と言われているものの、長期間にわたり閉鎖的な空間であった社会福祉施設において職員優位の考え方方が変わることは難しかった。利用者を「主体」として認識することにおいて、職員が優位である限り、そこに偏りが現われるのは当然のことであった。

このような状況においても社会福祉施設が増加傾向にあり、かつ特別養護老人ホームでは利用するために「予約待ち」の状態が恒常化している。社会福祉施設全般を見ると、限られた一部の現象なのかもしれないが、現実問題として起こっているのも事実である。

このように、社会福祉施設の必要性がある中で、施設数だけを増やすことで対応するのではなく、それに伴った対利用者への支援の質を高めることが求められるのではないだろうか。そのためには利用者の自立生活のあり方を職員だけでなく、地域住民を含めて認識することが重要となる。

社会福祉施設は地域社会の資源の一部であり、施設利用者は地域住民の一員であることを念頭に置いた対応が求められる。過去の事実として社会福祉施設が閉鎖的な空間であったことに間違いはないが、ここでの反省を生かして今後の施設利用者への対応が必要であり、そのためにも職員が施設利用者を地域住民の一員として認識することが重要である。

文 献

- 1) 岡村重夫（1983）『社会福祉原論』全社協
- 2) 岡村重夫（1968）『全訂社会福祉学』柴田書店
- 3) 右田紀久恵（2005）『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房
- 4) 住谷馨・右田紀久恵編著（1973）『現代の地域福祉』法律文化社
- 5) 秋山智久（2001）『社会福祉実践論－方法原理・専門職・価値観－』ミネルヴァ

書房

- 6) 障害者福祉研究会 (2002) 『ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版一』 中央法規
- 7) 谷口明広 (2005) 『障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント』 ミネルヴァ書房
- 8) ベンクト・ニイリエ (2005) 『ノーマライゼーションの原理〔新訂版〕—普遍化と社会変革を求めて—』 現代書館
- 9) 中村剛 (2006) 「社会福祉における固有な人間理解—存在者・存在・他者という3つの次元から—」 『社会福祉学』 47-2, 3-15, 日本社会福祉学会
- 10) Roger, C. (2000) The Practice of Residential Work, (=2002, 杉本敏夫訳『これからの施設福祉を考える』久美)

Necessary Conditions for Realizing Independent Living of Users in Social Welfare Facilities : From the Perspective of the Subject Theory

Keiji FUJIWARA

This paper aims to discuss necessary conditions for realizing independent living of users in social welfare facilities from the perspective of the subject theory.

First, I show that users in the social welfare facilities cannot realize independent living, because their needs are not recognized and satisfied. It is clear if we compare livings in social welfare facilities and ones in communities.

Second, through examining the development process of the subject theory in social welfare, I show that subjectivity can be realized when others' perspectives supplement subjective perspective.

Third, I conclude that synthesizing perspectives of users and staffs in social welfare facilities and others in community is most important one of necessary conditions for realizing independent living of users in social welfare facilities.

Key words: social welfare facilities, subject theory, Shigeo Okamura, independent living, others' perspectives